

(趣旨)

第 1 条 この規則は、射水市新湊交流会館条例(平成 17 年射水市条例第 118 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日の使用の許可)

第 2 条 使用許可申請者が新湊交流会館(以下「会館」という。)を使用しようとする日(以下「使用日」という。)が休館日であるときは、市長は、条例第 5 条の条件に反せず、また特に必要と認める場合に限り、使用の許可をするものとする。

(使用許可の手続)

第 3 条 条例第 4 条第 1 項前段の許可を受けようとする者は使用日の属する月の 3 月前の月の初日から使用日の 5 日前までに新湊交流会館使用許可申請書(様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。)を、同項後段の規定による許可事項の変更許可を受けようとする者はその都度、新湊交流会館使用変更(取消)申請書(様式第 2 号。以下「使用変更(取消)申請書」という。)をそれぞれ市長に提出しなければならない。ただし、特別の事情があるものについては、この限りでない。

2 映画、演劇、音楽会その他これらに類する集會に会館を使用しようとする者は、使用許可申請書又は使用変更(取消)申請書に、そのプログラム等を添付しなければならない。

3 市長は、条例第 4 条第 1 項の規定による許可をしたときは、申請者に新湊交流会館使用許可書(様式第 3 号。次項において「許可書」という。)を交付するものとする。

4 会館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可書を携帯し、係員が要求したときは、これを提示しなければならない。

(使用許可の順位)

第 4 条 使用許可は、申込み順とする。ただし、公共又は公用のため特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用の不許可)

第 5 条 条例第 5 条第 4 号の規定による会館の使用を許可しない場合は、次のとおりとする。

(1) 葬儀その他一般に忌み嫌うおそれがあるとき。

(2) 会合等の性質が、騒じょうを起こすおそれがあると認めるとき。

(使用料の減免)

第 6 条 条例第 8 条の規定により、市長は、次に定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が直接使用するとき。

(2) 社会活動その他公益のために使用するとき。

2 前項の使用料の免除を受けようとする者は、新湊交流会館使用料減免申請書(様式第 4 号)を市長に提出し、新湊交流会館使用料減免承認書(様式第 5 号)の交付を受けなければならない。

(使用の取消し)

第 7 条 会館の使用の取消しを申し出ようとする者は、新湊交流会館使用変更(取消)申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第 8 条 条例第 9 条ただし書の規定による使用料の還付を受けようとする者は、新湊交流会館使用料還付申請書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 使用料の還付の額は、次に定めるところによる。

- (1) 天災地変その他使用者の責任でない事由により使用することができなくなった場合 全額
- (2) 市長の都合により、使用の許可を取り消した場合 全額
- (3) 使用者から使用の許可の取消し又は変更を願い出た場合において、市長が相当の事由があると認める場合 8割
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事由があると認める場合 8割

(遵守事項)

第9条 使用者及び一般入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 会館を不潔にしないこと。
- (3) みだりに騒音を発し、又は暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 管理上必要な係員の入室を拒まないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(禁止行為)

第10条 使用者及び一般入館者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 必要以外の場所に入ること。
- (2) 定員又は管理上適当と認められる収容人員を超えて入室すること。
- (3) くぎ付け、はり紙等、建物その他の物件を損傷するおそれのある行為をすること。
- (4) 許可を受けないで、建物の内外で次の行為をすること。
 - ア 物品販売その他の営業行為
 - イ 金品の寄付、募集等の行為
 - ウ 広告物を掲げ、又は宣伝ビラ等を配付する行為
- (5) 許可を受けないで、附属設備、器具等を備付けの場所以外に持ち出すこと。
- (6) 所定の場所以外で飲食をし、又は火気を使用すること。
- (7) 危険物又は他人の迷惑になるものを持ち込むこと。

(点検)

第11条 使用者は、条例第13条に規定する原状回復をしたときは、係員の点検を受けなければならない。

(損害の届出)

第12条 使用者は、会館の建物、附属設備及び器具等を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第13条 条例第15条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に会館の管理を行わせる場合における第2条の規定の適用については、「市長は、条例第5条の条件に反せず、また特に必要と認める場合に限り、使用の許可をするものとする。」とあるのは「指定管理者は、条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条の条件に反せず、また特に必要と認める場合に限り、市長の承認を得て、使用の許可をするものとする。」と読み替えるものとする。

2 前項の場合における第3条、第5条、第7条、第8条及び第12条の規定の適用については、これらの規定中「条例第4条第1項」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第4条第1項」と、「条例第5条第4号」とあるのは「条例第16条第2項の規定により読み替えて適用する条例第5条第4号」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第 14 条 前条の場合における第 6 条及び第 8 条の規定の適用については、これらの規定(見出しを含む。)中、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、「条例第 8 条」とあるのは「条例第 18 条第 5 項」と、「条例第 9 条」とあるのは「条例第 18 条第 6 項」と読み替えるものとする。

第 15 条 前 2 条の場合における様式第 1 号から第 6 号までの様式の適用については、これらの様式中「射水市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、射水市新湊交流会館条例施行規則(平成 17 年射水市教育委員会規則第 46 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 28 年 8 月 31 日規則第 48 号)

この規則は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

様式第 1 号 ~ 様式第 6 号 略